

京急開発株式会社と南区が 「災害時における入浴機会の提供に関する協定」を締結しました

このたび、災害時における被災者等の入浴機会を確保するため、京急開発株式会社と「災害時における入浴機会の提供に関する協定」を締結しました。

本協定により、南区中里の黒湯天然温泉みうら湯で、南区からの要請により災害時に南区民の方々が入浴機会等をご提供いただくことが可能となります。

協定の概要

1 協定締結日

令和6年6月26日（水）

2 主な協力内容

- (1) 黒湯天然温泉みうら湯での入浴機会の提供
- (2) 消耗品（タオル等）の提供
- (3) 飲料水の提供

3 協定締結先

- (1) 会社名 京急開発株式会社
- (2) 所在地 東京都大田区平和島一丁目1番1号
- (3) 取締役社長 わたなべ しずよし
渡辺 静義

4 施設情報

- (1) 名称 黒湯天然温泉みうら湯
- (2) 所在地 横浜市南区中里一丁目25-1



▲（左：高澤区長 右：渡辺取締役社長）



黒湯天然温泉みうら湯

京急開発株式会社概要

つながる、を開発する。

持続可能な魅力あるまちづくりに貢献することを使命として、その実現のために、私たちは軽やかで柔軟性のある発想と行動力をもって新たな価値を創造してまいります。

会社設立 昭和9年12月12日
 本社 東京都大田区平和島一丁目1番1号
 資本金 10億円
 代表者 取締役社長 渡辺 静義
 株主 京浜急行電鉄株式会社（100%）
 従業員数 263名（令和6年4月現在）
 主な事業 ポートレース事業/不動産賃貸事業/
 レジャー事業

別紙のとおり、協定書の写しを添付します。

お問合せ先

南区総務課長 伏見 和久 Tel 045-341-1221

災害時における入浴機会の提供に関する協定

(趣旨)

第1条 京急開発株式会社（以下「甲」という。）及び横浜市南区（以下「乙」という。）は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に規定する災害が発生し、横浜市または横浜市南区が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の救助の対象となる区域に含まれる場合に、甲が乙に行う協力事項等について必要な基本的内容を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定における対象施設は、次の通りとする。

施設名：黒湯天然温泉 みうら湯

所在地：横浜市南区中里1丁目25-1

(協力事項)

第3条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙が配布する入浴券を有する被災者等に対し、対象施設において可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 対象施設の貸し切りによる入浴機会の提供
- (2) 入浴機会の提供時の甲の保有する消耗品の提供
- (3) 保有する雑用水の提供
- (4) 保有する飲料水の提供
- (5) その他入浴機会の提供のために必要な事項

(協力の申出等)

第4条 乙は、前条に掲げる協力事項を要請する場合、甲に文書又は口頭で申し出るものとする。

2 乙は、前条に掲げる協力事項を要請する場合、入浴機会の提供を要請する期間等の必要な事項を申し出るものとする。

3 甲及び乙は、申出があった場合は、連絡調整及び広報などの必要な措置をとるものとする。

(協力事項を行う期間等)

第5条 第3条に掲げる協力事項を行う期間等は、甲と乙の協議により決定する。

(協力事項を行う対象となる被災者等への入浴券の配布)

第6条 乙は、対象施設の受入れ可能人数やカランの数を考慮して男湯及び女湯の入浴券を作成し、配布する。

2 乙は、前項の入浴券を配布することを、配布前に被災者等に周知する。その際、第5条で定めた期間、入浴券の配布時間、配布場所、配布合計枚数、一人あたりの配布可能枚数等を明示する。

3 入浴券の配布は、原則として乙が第3条に掲げる協力事項を行う日の営業開始時間までに行う

こととする。入浴券を配布する被災者等に、乙は対象施設の運営方針を遵守するよう周知する。

4 甲は、入浴券を持つ被災者等が対象施設を利用している際、利用可能時間終了前に館内放送や見回り等を行い、被災者等の退去を促すよう努めることとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づく協力及び要請により生じた費用については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、甲が協力事項を実施するために要した費用の実費を、原則として乙が負担することとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は、期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(連絡体制)

第9条 甲乙は、第3条の協力事項に係る連絡を密に行えるよう、お互いに緊急時の連絡先を取り交わしておくものとし、随時更新するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

令和6年6月26日

東京都大田区平和島一丁目1番1号

甲 京急開発株式会社

取締役社長 渡辺 静義

乙 横浜市南区浦舟町2丁目33番地

横浜市南区

横浜市南区長 高澤 和義